

## あたりまえに生きたい

### — 犯罪被害者の人権を考える —

UNODC (国連薬物犯罪事務所) の報告書によると、日本は、殺人・誘拐・強姦・強盗などの暴力犯罪の発生率が著しく低く、治安のよい国だと言われています。

しかし、『平成 29 年度版 犯罪白書』によると、平成 28 年度の刑法犯の認知件数 (警察が被害の届出等により犯罪の発生を認知した事件の数) は、14 年連続で減少しているものの、99 万 6120 件にのぼります。犯罪が発生するたびに、多くの犯罪被害者が生まれているのも事実です。つまり、いつ、誰が犯罪被害者になるか分からないのです。

犯罪被害者やその家族又は遺族 (以下「犯罪被害者等」という。) は、犯罪による被害だけでなく、精神的な苦痛や、経済的負担を強いられるなど、二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者等を支えていくために、何が大切かを考えてみる必要があります。

- 1 犯罪被害者等とは
- 2 犯罪被害者等への支援 (国)
- 3 犯罪被害者等の手記
- 4 犯罪被害者等に寄り添う
- 5 相談窓口



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク

## 1 犯罪被害者等とは

犯罪被害者とは、様々な犯罪により被害に遭った人のことをいいます。ただし、被害者だけでなく、その家族又は遺族も二次的被害に遭う場合がありますので、ここでは「犯罪被害者等」という表現を用いています。

ところで、みなさんは犯罪被害者と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか。次の問いを解きながら、被害者の実態を確認していきましょう。

Q 1 犯罪被害者の中で、最も多いものは、次の三つのうち、どれでしょうか。

ア 殺人・傷害                      イ 交通事故                      ウ 性に関する犯罪

Q 2 犯罪被害者は、被害を受けたあとどのような状況や心境になるのでしょうか。

Q 3 犯罪被害者等が受ける二次的被害とは、どのようなものでしょうか。

Q 1〔回答〕 イ

「平成 29 年度版 犯罪白書」（法務総合研究所）によると、平成 28 年度の犯罪の認知件数のうち、

交通事故（危険運転致死傷・過失運転致死傷等）が 482,450 件、

殺人・傷害が 25,262 件、

性に関する犯罪が 11,009 件となっています。

犯罪被害者というと、殺人や性犯罪の被害者をイメージされる方が多いかもしれませんが、交通事故の被害者も他の犯罪被害者と同じように、傷付き、苦しんでいます。

Q 2〔回答〕

犯罪被害者は、被害を受けたあと、心や体に変調をきたすことがあります。

たとえば、「自分が被害にあったことを受け止められない」「周囲の人に知られるのではないかと不安になる」「加害者に恐怖心を抱く」「自分を責める」「何もする気がしない」「加害者に対して怒りを感じる」「ときどきする」「眠れない」「食欲がない」といった傾向が見られます。

Q 3〔回答〕

Q 2 でみられた心身の不調以外に、「医療費や転居」「就業困難などによる経済的負担」「捜査や裁判に伴う心理的負担」「周囲の人の心ない言動」「マスコミによるプライバシーの侵害」「職場での無理解」などの被害がみられます。

## 2 犯罪被害者等への支援

[国の取組]

平成 16（2004）年には、被害者の権利を明文化し、支援することを国や地方公共団体、国民の責務と位置付けた「犯罪被害者基本法」が制定されました。それを受けて、平成 17（2005）年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため「犯罪被害者基本計画」が策定されました。なお、平成 23 年度には「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、さらに平成 28 年度には「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

また、毎年 11 月 25 日から「犯罪被害者基本法」の成立した 12 月 1 日までを犯罪被害者週間と定め、全国各地で啓発事業や広報活動を行っています。

※平成 28 年 4 月には、担当省庁が内閣府から国家公安委員会（警察庁）に移管されました。

性犯罪を厳罰化する改正刑法が平成 29 年 7 月 13 日に施行されました。性犯罪に関する規定の改正は 1907 年の刑法制定以来初めてのこととなります。被害者の対象に男性を含めたり、法定刑の下限を引き上げています。また、被害者の告訴がなくても起訴できるなど、告訴における被害者の負担を減らすよう配慮がなされています。

### 3 犯罪被害者等の手記

ここで紹介する手記は、交通事故により大切な家族を亡くされた御遺族がその思いをつづられたものです。この手記を読んでみなさんはどう思われますか、下記の空欄に自分の感想を記してみましょう。

#### はんりよ 伴侶の突然の死

匿名

平成 22 年 1 月 23 日（土）晴 9 時 50 分頃私宅に 1 本の電話が鳴りました。その瞬間から私の人生は一変してしまいました。夫はこの朝 9 時頃に笑顔で出掛けて行きました。その約 1 時間後、警察から電話で夫が交通事故に遭い救命救急センターに搬送された事を知りました。この時は既に両目瞳孔が開いた状態でした。夫の死はあまりにも突然で、夢の中に居るようでその現実を認める余裕はありませんでした。まだまだ生きられた筈の人生を奪われてしまったのです。

主人に非はなく、加害者 100%の事故でした。こんな理不尽は納得出来ず、こんな訣れは一番不幸であり且つ残酷であります。主人は常々「ルールは守りなさい。何かあった時は何も言えない」「信号が青にかわっても左右の確認をしてから渡りなさい」とこの様に慎重な主人が事故で命を奪われた事が信じられません。何処に出掛けていても夕刻には帰宅していた夫、夫亡き後夕方になると異常に悲しくなり「帰って来てー」とまるで子どものように泣きわめいていました。

一度きりの人生を奪われた被害者の無念さをよそに、年が若い、前歴がない、特に悪質でない等の理由で加害者の人権は尊重されて、刑を終えれば又変わりなく生きて行けるのです。大切な家族を失った遺族の人権や立場、心情はいったいどうなるのでしょうか。非常に憤りを感じます。生ある者は必ず死がある、生きている時間は楽しく暮らそう。薄紙を剥ぐように、少しずつ立直りの兆しを感じるこの頃です。焦らずマイペースで残された日々を精一杯生き、充実した人生を送りたい。その事が亡き夫への最大の供養になるのではないかと思う様になりました。

つま  
夫の背を流すごと墓洗いけり

感想欄

#### 4 被害者に寄り添う

これまで人権・同和教育を推進していくうえで、大切にしてきた視点があります。それは、「差別の現実学ぶ」「被差別の立場に立つ」「相手に寄り添い、共に生きようとする」「人と人がつながり、仲間が共に手を携える」といった視点です。これらの視点は、犯罪被害者等に対して何ができるのか、ということを考える際のヒントになると思います。

そこで、次の問いに答えながら、私達に何ができるかを考えてみましょう。

Q 犯罪被害者等は、どのような思いをもっているのでしょうか。事件直後と、半年程度経過した後の思いについて考え、次のなかから選んでください。

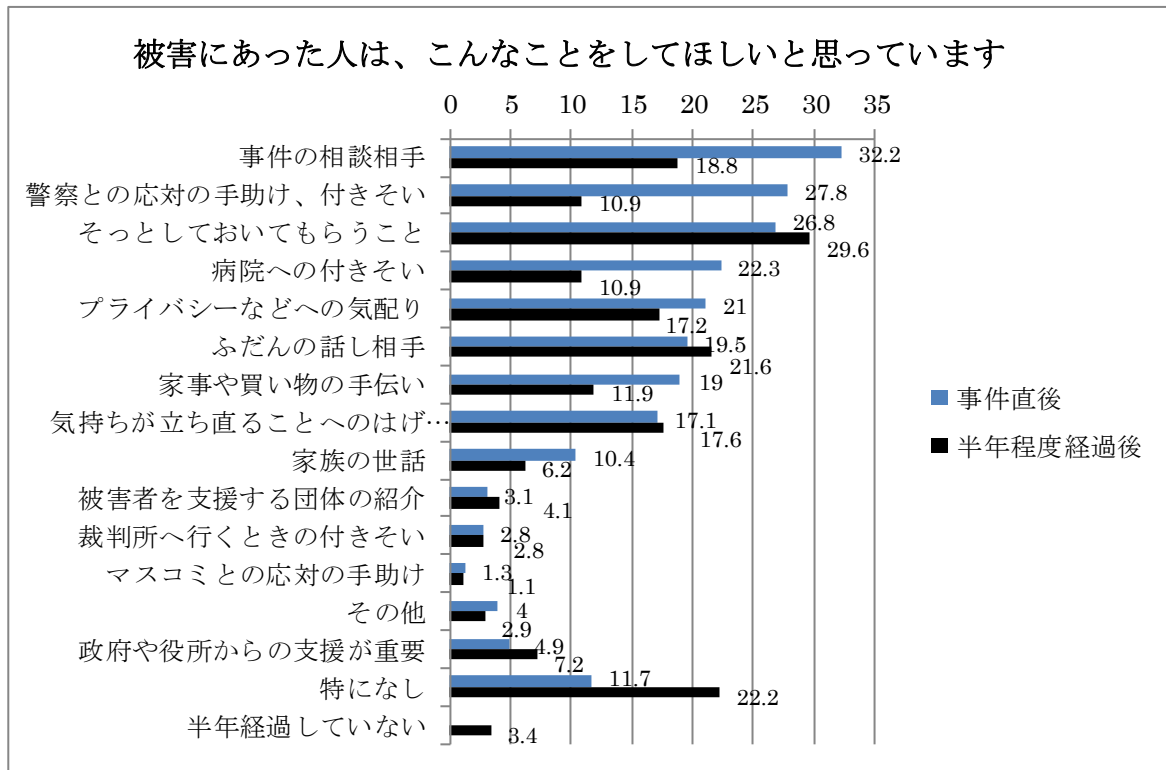
から選んでください。

- ア 事件の相談相手
- イ 警察との対応の手助け、付き添い
- ウ そっとしておいてもらうこと
- エ 病院への付き添い
- オ プライバシーなどへの気配り
- カ ふだんの話し相手
- キ 家事や買い物の手伝い
- ク 気持ちが立ち直ることへの励まし手助け
- ケ 家族の世話
- コ 被害者を支援する団体の紹介
- サ 裁判所へ行くときの付き添い
- シ その他

○ 事件直後 ( )

○ 半年程度経過後 ( )

\* 参考として、内閣府が作成した犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発教材「友達が被害者になったら」の資料を掲載します。(グラフは内閣府が実施した「平成20年度 犯罪被害者等に関する国民意識調査」の集計結果をもとに作成)



## 5 相談窓口

相談機関・所在地・電話番号	受付時間帯	相談方法
愛媛県警察本部警察総合相談電話 松山市南堀端町2番地2 Tel 089-931-9110 (#9110)	24時間 執務時間外は当直警察官が対応	電話 来所
愛媛県人権啓発センター (県庁人権対策課内) 松山市一番町4-4-2 Tel 089-941-8037	平日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日・12月29日~1月3日を除く)	電話 来所
松山地方法務局人権擁護課 松山市宮田町188-6 Tel 089-932-0888	平日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)	電話 来所
松山地方検察庁 被害者ホットライン 愛媛県松山市一番町4-4-1 Tel・Fax 089-935-6607	平日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く) (夜間や休日は留守番電話やFAXで対応)	電話 来所
法テラス愛媛 松山市一番町4-1-11 共栄興産 一番町ビル4F Tel 0570-079714	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜祝祭日・年末年始休業)	電話 来所
特定非営利活動法人 被害者心の支援センターえひめ Tel 089-905-0150	毎週木・土 10:00~16:00 (年末年始・祝祭日は除く)	電話